

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策の目的

この指針は、北勢病院の理念に基づき、患者に適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止及び感染制御の対策に取り組むこと、また、労働安全管理に関する基本的な事項を定め職員の安全と健康を確保することを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

基本的感染対策として、標準予防策（すべての血液・退役・粘液・損傷のある皮膚は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適用した上で、特定の感染経路がある疾患などに対して「感染経路予防策」を追加提供する。これらを基本に院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染発生の際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定し、制圧し、終息を図る。このために全職員が院内感染防止対策を把握し、安全な医療環境の提供に努める。

3. 院内感染対策のための委員会その他院内組織に関する基本的事項

院内感染対策周知及び実施を迅速に行うため、各部署の代表者で構成する組織横断的な委員会を次の通り設置する。
院内感染対策委員会：院内感染に関する意思決定機関として毎月 1 回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。院内感染対策委員会の方針に基づき、感染対策における諸対策の実施と推進を執行する。

4. 職員研修に関する基本の方針

院内感染対策の基本的な考え方及び具体的な対策について職員に周知徹底するために、全職員を対象に年 2 回の研修会を行い、感染防止に対する意識向上を図る。また、研修会開催の結果を記録・保存する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本の方針

院内感染レポートを週 1 回程度作成し、感染症の検出状況を委員会で検討する。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本の方針

アウトブレイクが疑われた時は、その状況および患者への対応等を病院長に報告する。必要に応じ、院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

7. 患者への情報提供の対応に関する基本方針

患者・利用者に対し協力を求めるべき必要な感染防止対策に関する情報は、院内掲示を行う。

8. その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

- ①院内感染対策の具体的実施法に関しては、別途院内感染対策マニュアルを整備し、必要に応じて改訂する。
- ②インフルエンザなど各種ワクチン接種の啓蒙活動をする。
- ③抗菌薬の適正試用を実施する。
- ④適正な感染性廃棄物の処理を実施する。
- ⑤常に新しい情報を得るように努め、得た情報を広く患者・医療者に伝える。
- ⑥保健所、医師会などと連携し、また地域の医療機関などと協働して、地域社会における感染対策を行う。